

課題：私たちの未来を「くじ引き」で決める方法は、よい決め方と言えるか？

Q:どんな物事をどう決めている？
【場面】席替え→【方法】くじ引き+譲り合い
【場面】給食おかわり→【方法】じゃんけん
【場面】生徒会長選挙
→【方法】立候補→投票
【場面】合唱祭曲決め
→【方法】話し合い+最後は多数決
【場面】授業中の発言者
→【方法】先生が指名
【場面】修学旅行の班での自主研修場所
→【方法】全会一致

- ・決め方によっては、争いや不満が起きる
- ・決め方によっては、みんなが納得する
- ・じゃんけんやくじ引きは、**効率**的で**公正**な決め方かもしれないけど、状況や能力は無視される

資料1
裁判員制度

資料2
通知書

資料3
気候市民会議

資料4
釧路市の事例

国や自治体の大切な物事を決める仕組みにもくじ引きは用いられている

私たちのまちのキャッチフレーズ
「〇〇なまち釧路市」「■ ■なら釧路市」
「〇〇なまち洞爺湖町」「■ ■なら洞爺湖町」
「〇〇なまち安芸高田市」「■ ■なら安芸高田市」
「〇〇なまち徳之島町」「■ ■なら徳之島町」

まとめ：①学校や地域社会の一員である私たちは、物事の決定に関わっていく責任と義務がある。
②対立を乗り越え、合意を目指していく上では、効率と公正のバランスが大切。
→じゃんけんやくじ引きで代表を選ぶ仕組みは、①・②を踏まえた物事の決め方の1つ。
手続きの公正さ(多様な人の参加)が高い一方、熟議を大切にするため非効率

【資料Ⅰ】裁判員制度（名簿記載通知封筒）

大切なお知らせです。必ず、ご開封ください。

000-0000

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇ー〇

〇〇〇〇 様



999999 999999999 999

99999999 99999999#



9999999999

親 展

料金後納
郵便

折曲厳禁

令和7年11月



裁判員制度

〒102-8651

東京都千代田区隼町4番2号

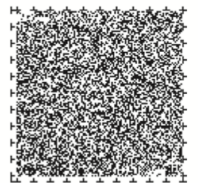
最 高 裁 判 所

このお知らせに関するお問い合わせ先 *****

受付時間 午前8時30分～午後6時30分(日曜祝日除く)

(開設期間 令和7年11月12日(水)～令和7年12月11日(木))

(音声コードです。下部の切り欠きは音声コードがあることをお伝えするものです。)



【資料2】裁判員制度（名簿記載通知）

はじめにお読みください



裁判員候補者名簿に 記載された方々へ

- 裁判員候補者名簿は、衆議院議員の選挙権を有する方（18歳以上の方）の中からくじで選ばれた方が記載される名簿です。
- 今回のお知らせは、あなたが令和8年の裁判員候補者名簿に記載され、今後、裁判員に選ばれる可能性があることを、あらかじめお伝えするものです。
- 現段階ではまだ裁判員に選ばれたわけではないため、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません。
 - ・ 今後、裁判所にお越しいただくことになった場合は、令和8年1月から同年12月ごろまでの間に、改めてご連絡いたします（その場合、令和8年2月ごろから令和9年2月ごろまでの間に、裁判所にお越しいただくことになります。）。

- 次のページ上部の図をご確認いただき、当てはまる方は、令和7年11月28日（金）【必着】までに、同封の調査票の返送をお願いいたします。
(いずれにも該当しない方は返送不要です。)



調査票・表面

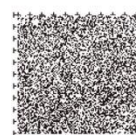


調査票・裏面

- ・ 裁判員制度は、法律の専門家ではない国民の皆様に参加していただくことに意義のある制度です。皆様の積極的なご参加をお願いします。※裁判員制度の説明は4ページ目をご覧ください。
- ・ ご不明な点がありましたら、「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」に記載のコールセンターにお問い合わせください。

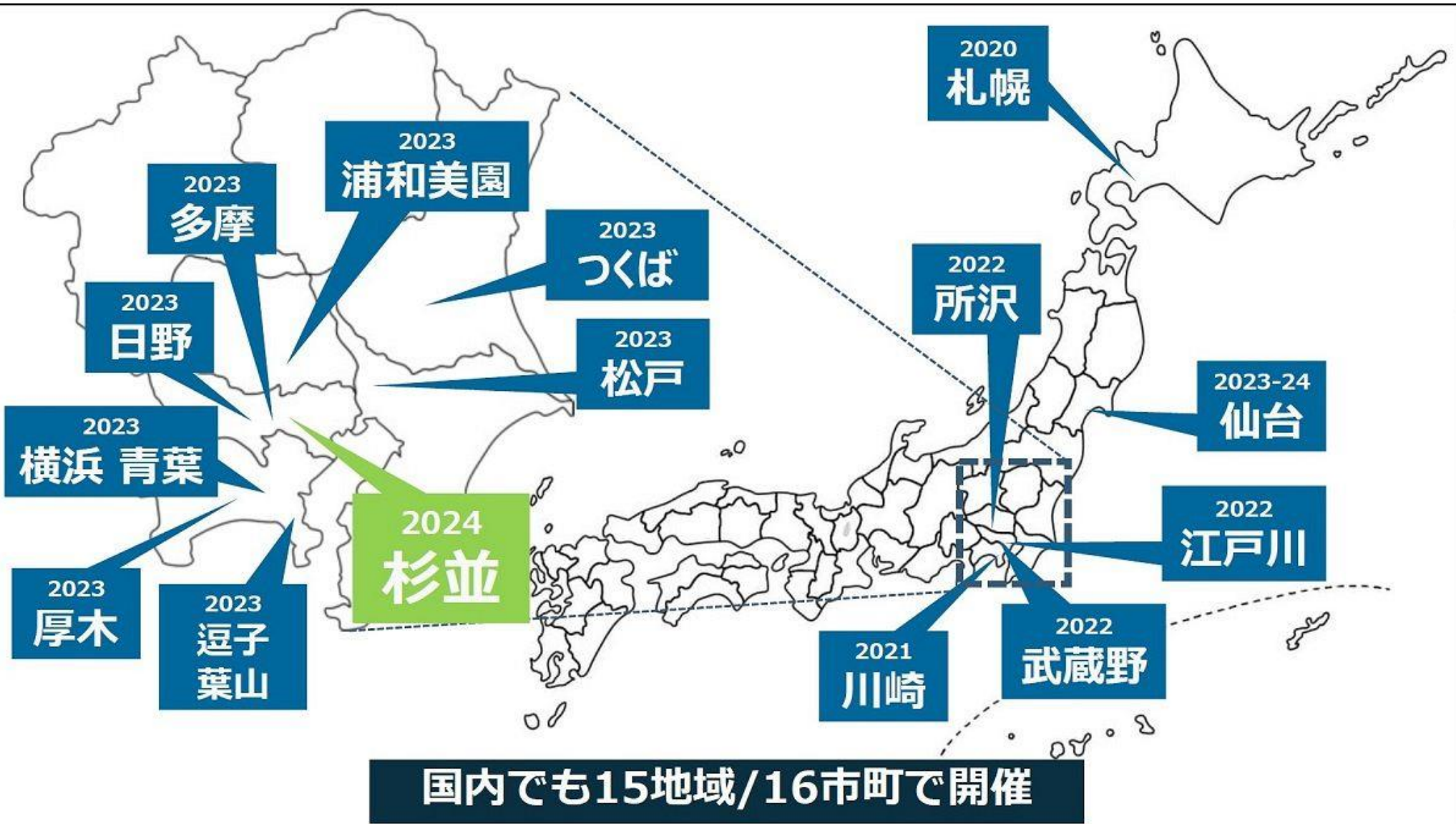
裁判員候補者名簿に記載されたことについて

名簿に記載されたことについて、家族や会社の上司に話すことは問題ありません。ただし、インターネットやSNS等で公表しないようにしてください（裁判員候補者のプライバシーや生活の平穏を守るため、裁判員候補者名簿に記載されたことを公にすることは法律上禁止されています。）。



(音声コードです)

【資料3】気候市民会議



(出典:東京新聞「熟議で「市民と行政つなぐ」 気候区民会議始動 杉並区長「自治体から変化を」」2024年3月21日付)

【資料4】KUSHIRO BRANDING PROJECT



KUSHIRO BRANDING PROJECT

kushiro-branding.com

「釧路市の魅力を知ってもらい、たくさんの方に
釧路市に来てもらいたい」
こういう想いから、「これぞ、釧路！」と自信を持っ
て私たちが言える釧路市を象徴するイメージ
やロゴ、キャッチコピーを市民みんなで作って
いきます。
そして、大好きな釧路市を市民も企業もみんな
でプロモーションしていきましょう。

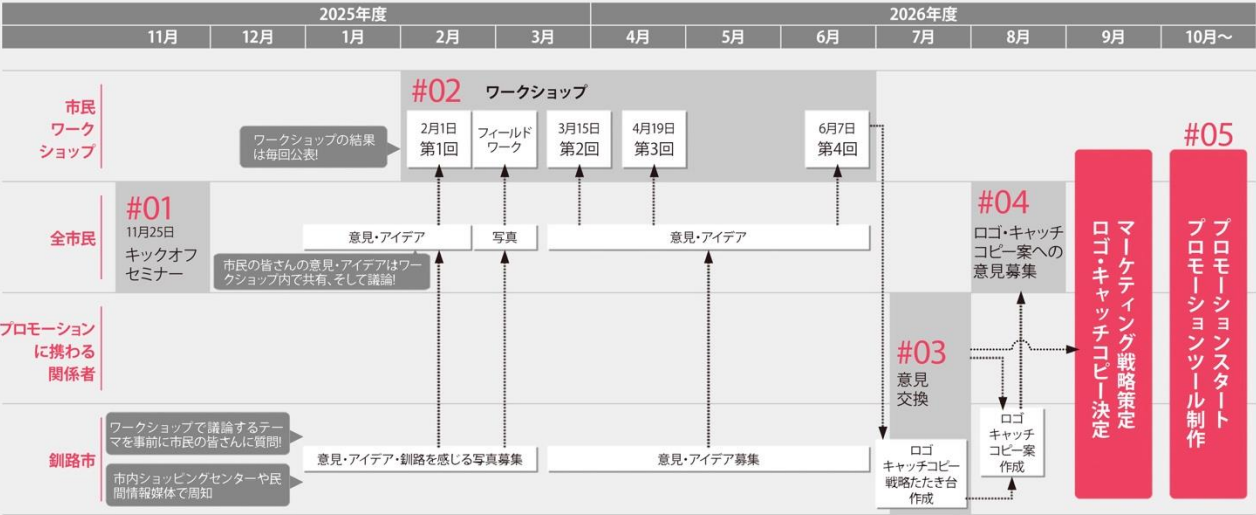
KUSHIRO
BRANDING PROJECTとは

KUSHIRO BRANDING PROJECTは、たくさんの方々から
“選ばれる”釧路市を目指し、ふるさと納税、観光、リモート
ワーク、長期滞在、そして移住をまとめ、釧路市をブラン
ド化していくプロジェクトです。
釧路市には、たくさんの魅力や価値があります。この中か
ら、心に残る釧路市のイメージや、来訪者等が釧路市を
「選びたい」と思う理由を見つけ出し、ロゴやキャッチコ
ピーを作ります。あわせてマーケティング戦略も策定しま
す。市役所だけではなく、市民のみなさんと一緒に作って
いきます。



※1: 共創パートナーはプロボーザルにより、市と随意契約を結んだ民間事業者です

SCHEDULE [スケジュール]



(出典: 釧路市マーケティング戦略室, <https://kushiro-branding.com>)